

好古集說

卷二



增5
號 27
卷 2

好古集說卷二

目錄

石見國高角山柿本神社神階宣命位記太政官符

并御法樂歌寫

初丁

述意文

三丁ウ

太宰府址碑記

六丁

故大國隆正翁雪の說

十丁ウ

言靈示蒙

十三丁

斐太の細江考

十五丁

我邦大道の主眼

十七丁

尾張國古圖

十九丁

南朝古文書寫

二十丁

尾張國古図辨誤

廿三丁

佐々槻子の傳

廿四丁

七枝刀七子鏡の考

廿六丁

稻負鳥考

廿八丁

好古集說卷三

好古社幹事佐伯利磨編輯

同 社長 福羽美靜 閱

同 補助 加部嚴夫 同校

同 同 宮崎幸磨

享利石見國高角山柿本神社神階宣命位記太政官符

天皇我詔旨止柿本神乃廣前爾申賜止倍申久時波千載

乎歷止毛道波百世爾宗止之公私爾敬礼坐須靈德彌

高父神位猶鼻尔依奈毛殊尔有所念行天正一位乃御

冠尔上奉利崇奉流因茲徙四位下行侍徙卜部朝臣兼

雄乎差使天御位記乎令捧持天奉出須此状乎聞食天

天下平安尔詞林繁榮尔天皇朝廷乎常磐堅磐尔護賜

比助賜止倍申賜止波又申

享保八年二月一日

位記

柿本社

石可正一位

中務 千歲垂光萬邦仰德窮誠直於神道開蘊奧于歌
林宜授極位式耀祠壇可依前件主者施行

享保八年二月一日

以下如常式
連署今略之

太政官符

石見國

應奉 神位記支

納韓櫃壹合

宛夫貳人

使 徙四位下行侍徙卜部朝臣兼雄

徙捌人

神部

徙壹人

右正二位行權大納言源朝臣通躬宣奉 敕為柿本大

明神位記差件等人宛使發遣者國宜承知依宣施行仍

須國牧宰潔齋擇定便所與使者共披讀 宣命然後國

司請取位記奉之不得違失符到奉行

從五位上主殿頭兼左大史小槻宿祢判

賴 亂

智長

五春

中御門院御製

享保八年三月十八日

この世の光を以てのうき世をたしきし世の春はあまなり
 延享元年八月廿八日

山早春

櫻町院御製

いほろのやき、つのみちほくと、新にそめたる神垣のまゝなる
寛曆十年五月廿八日

早春霽

櫻町院御製

春多ねといふはと方ねを以てこのやうな角山の雲むきそるる

山早雪

溪山園院御製

寛政十年三月三十日

山早春

光格天恩御製

石見のやまのつゆの山北朝重なるを引くも神のまゝなる
古のつゆの柳管へ入御奉納后妃親王其外公卿の御後を
南

述意文

これは久末に記せるごとく弘化二年不先師大國隆正親の
近江國八幡の宮の座より一書を記し其のなるをその後
安政四年の暮のころ後師の夫人福羽君のみより一書を記し
其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し

も後師の書も其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
一書ありと道のまゝあるを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
世の人々其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
この國にあるを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
おりのなるを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
毛衣御中主の二書あり其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
實相といふは其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
のうたれるを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し

そのなるを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
ふたれを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
のかは其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
すんを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
は其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
るを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
きりなを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
は其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
るを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し
るを其のなるをその後師の夫人福羽君のみより一書を記し

うまねてをこの大日本の為をたせしめしきや
そと地球と萬國の縁主なる天皇はけり
なれどもなりそのうへ三神二靈の法傳る
つはありてあり國名のこころき
死後必身天京ふりて御中主の本源ふ
まをなる無上の快樂あること
ま六身なりて真のまを
あのこころを
弘化二年近江のくに乃の
隆正書

太宰府址碑記

撰者沖韜君ハ本社員としてその寄贈する所なり
千載の古跡を徴し沿革を詳悉せり今之を登錄す

筑紫太宰府之古址。在福岡縣治之東南可四里。當太宰
府神社道。道北有小渠。從東西流。此為古池湟址。其北有
礎石數個。此為古大門址。其北亦有礎石九。散布於隴畝
之間。又其北有礎石數十。基布星列。實如大厦之址。其東
又有礎石數個。玄貞享中。再興觀世音寺時。取此地石。其
北有墳然隆起處。今生萬葉。亦有礎石四十有一。整然并
列。此為都督府樓古址。都督府樓。府之正廳。而賜饗蕃客
之處。世傳。天智帝所創建。而其費瓦皆係自三韓所贏來。
其北有大厦址。亦基布礎石數個。又其北亦有數個礎石。皆

埋沒於隴畝之間。自大門址。至于此礎石星布而存者。無慮二百有餘。石大皆方六七尺許。樓址之東。隔小渠有丘。曰築山。樹竹成林。傳為古漏刻樓址。按延喜式所載。凡太宰府及陸奧國。漏刻守辰丁。各六人。課役俱免。每年相替。即是也。當其西。亦有丘甚廣。傳為古藏司址。礎石星羅者。一百三十有餘。石皆徑四五尺許。今為畦畝。蓋古稅舍之址也。按延喜式所載。凡諸國貢調庸者。西海道納太宰府。即是也。又其西。有古鍛冶址。桓武帝之延曆九年庚午。命太宰府造鐵曹。二千九百餘枚。按職貢令所謂。匠司修理器仗所等之址歟。土中今猶出古銅鐵云。鍛冶址之西。小

丘之上。有古墳。曰人斬塚。下有古獄舍址。今曰國牢。按日本後紀。聖武帝之天平十二年庚辰。太宰少貳藤原廣嗣之反。搜索其餘黨。囚於太宰府獄。即是也。自樓宇之廢。其殘礎之基布散列者。里民或鑿或除。夷為畦畝。天明中國主黑田齊隆。令禁之。後至長濤之時。郡宰矢野昭德。將立碑以紀之。時督學竹田定簡。為蒐輯府之故事。且撰其碑文。然事竟不果。明治四年辛未。御笠郡乙金村里正。高原美德者。立碑府址。題曰都督府古址。今茲庚辰。宰府村小松宥八等。又慨其年久而湮滅。欲立碑以紀府之沿革。要其不朽。請于官求其准允。我福岡縣令渡邊公。已嘉宥八

等志捐資以助其舉。且為撰其碑銘而授之。按文德實錄云。夫太宰府者。西極之大壤。中國之領袖也。東以長門為關。西以新羅為拒。加以九國二島。郡縣濶遠。自古于今。以為重鎮。又云。大唐高麗新羅百濟任那等。悉託此境。乃得入朝。或緣貢獻之事。或懷歸化之心。可謂諸藩之輻湊。中國之關門者也。蓋上世置政府於筑紫。以鎮西方。神功皇后。平定九國。征服三韓之後。諸韓悉服。或差王子為質。或遣貴臣貢獻。應神帝之十三年壬寅。遣武內宿禰。統治九國。兼聽西海諸政。後世置太宰帥。蓋權輿於此矣。其後至宣化帝之時。建官衙於今博多地。以納諸國米穀。敕大伴

磐連及其弟狹手彥連。伐新羅。狹手彥連率兵至任那。磐連留筑紫。奉行西海諸政。蓋此太宰府之嚆矢。而筑紫太宰字。始見于推古帝紀。按帝之十六年戊辰。隋煬帝遣使皇朝。蓋此時移博多官衙於御笠郡。新號曰太宰府云。爾後歷世相承。孝德帝之大化五年己酉。有筑紫太宰帥。始見于國史。天智帝之六年丁卯。又有筑紫都督府。始見于國史。文武帝之大寶元年辛丑。甲斐國獻梓弓五百張。信濃國獻梓弓一千二十張。皆充太宰府。而聖武帝之天平十五年辛卯。始建筑紫鎮西府。置將軍。十七年乙酉。復太宰府。按職原鈔云。光仁帝之寶龜十一年庚申。敕太宰府

曰。帥敕任官也。多是以有品親王任之。親王任之者。權帥
若大貳知府務而已。權帥納言已上任之。中古以來。例於
正帥者。擬親王官。承府務人。任權也。或又任正。依時宜歟。
為大臣之人。左遷之時。任權帥。然而不可知府務也。又三
代實錄云。清和帝詔謂。鎮西者。是朕之外朝也。千里合符。
一方寄重。今按職員令。太宰府官。上自主神。下至防人司。
大小官吏。莫不備。而自府廳之草創。府官之有交替。固不
遑歷叙。蓋其際典制之盛。可想矣。延喜元年辛酉。菅原道
真。以右大臣。左遷太宰權帥。按道真以讒至此。愠鬱不樂。
其不出門行詩。有都府樓纔看瓦色。觀音寺只聽鐘聲之

句。而說者謂為府樓已廢圯。故纔看其瓦色者。非矣。保元二
年丁丑。平清盛為太宰大貳。而九國皆屬平氏。少貳原田
種直。在府統治九國。案此際府政之權。獨在於少貳。蓋先
是權臣跋扈。王綱解紐。外蕃不復朝貢。於是太宰帥在京。
不復赴任。而府務專在於大貳。已而大貳亦在京。不復西
下。令少貳掌府務。自此政道益陵夷。府廳之頹敗。不能復
修繕。及源平之亂。壽永二年癸卯。安德帝之西狩。駐蹕也。
太宰少貳大藏種直。及菊池曰杵戶次松浦等。營行宮而
護衛焉。及源賴朝執兵馬之權。文治元年乙巳。遣土肥實
平。經略西海軍事。二年丙午。以天野遠景。為筑紫奉行。此

時太宰大監中原某。權大監惟宗某等。與遠景共掌府政。建久七年丙辰。武藤資賴為鎮西守護。任太宰少貳。子孫相繼襲職。以少貳為其氏。降至元弘建武之後。天下大亂。九國騷擾。少貳氏漸衰。應永四年丁丑。大內義弘為太宰大貳。而身在中國。遣其部將陶弘房。為守護代。居博多。當此時大內氏之威。振九國。而少貳氏日益微。蓋此際府廳遂廢矣。水城在府之西北。天智帝之三年甲子。築大堤。以貯河水。名曰水城。即府之外郭也。按孝謙帝之天平神護元年乙巳。太宰少貳采女淨庭。為修理水城。專知官。當時防捍之嚴。版築之盛。可知矣。學業院在府之東北。按天平勝

寶六年甲午。太宰大貳吉備真備之。所創立云。而又與府共湮地。纔知其處耳。今也。王政復古。綱紀大張。藩封已徹。縣制維新。縣國守牧之任。鎮營干城之兵。法制無錯。設置得宜。外則與歐洲諸國。來往交通。不復失彼此之交。和內則流蚪之島。蝦夷之鄉。萬姓同蒙覆育之恩。無復有遠邇。於是一統之業已定。中興之治斯隆。我縣令渡邊公。善體朝廷之意。蒞任以來。夙夜與僚屬。勵精圖治。興利除害。先後有序。觀風察俗。寬嚴適宜。而其時出巡視郡治也。每來注思水之濱。鼓嶺之麓。想見其雄圖偉略。有所感發。於是為省八等。捐資以助其舉。且撰其碑文。又囑屬官沖鞆。更

為文紀之。輒已受教。不自願其淺薄。偏搜古史。據其實。摘其要。次第排叙。間又陳鄙考。以供其採擇云。謹記。

明治十三年第八月

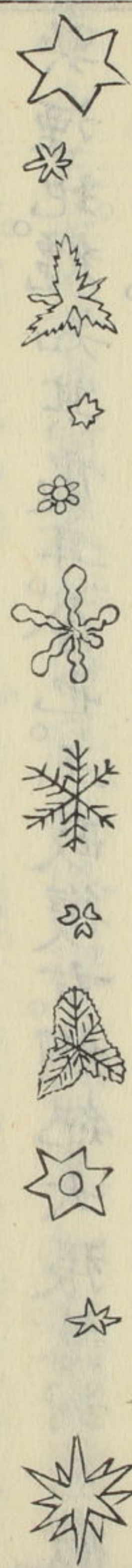
沖 鞆 謹 撰

故大國隆正翁雪の記

こは一枚摺のりのもて門人小須倉氏より
ありといひ今ハひとくちをくくればなり

先んこをとおるより
これ編り全載す

弘化三年十二月十六日あさどく起出と見えれば夜にまの雪
あさればはまは降りてありたうく花のかしらをなうてん
ありある



大小十二うてとめうるがわのづらうんそくの月次よめ

これら毛をうて大ききハ二三おなり鏡面のてきもの
なりきふる雪と同くうす

雪花のことハ古河の城まの雪華園説ふことありあれ
どそれよあげられさる唐土西洋の説なりふあり今め
うて皇國の神理あり六出をうてぬすちめを解んと
す古事記ハ地球のうめを浮脂^{ウキアブラ}ゴトクダヨヘルキ葦^{アシ}
牙^{カビ}ノ如キモノモエアガレリといハ浮脂ハ物ふく油繼を以ふ
葦牙ハ葦のめなりのかくのてき形をいふなり今木
彫の種子肉類の精液をおもふ油あり萌芽を出す
さまかくの如くなれた天地の初をさざありんさる是葦

牙のまゝあがれる形の如くまゝて物の昇りたるも○
 かゝのまゝく降るかゝち○かゝのまゝく雪水の昇りて降る
 このなるより和のつゝ昇降のかゝちを令せ△六出
 をなすふそありある變形さゝくふそなほ六出の
 まぢめを失ふぬ萬物不異の理不同の形ある神理を
 あつはし示すものなり 天地の神注意のつゝくして
 雷より物のすぢめあつする

高天原 統

葦原中國 属



統を奉して秘を棄るを道とす

統属昇降和合志て天下國家に治するなり 神代の古事

疑ふものハこれを譬喩とさるべく信するものハこれを真と

すべし 真微自在なるを神道といふ 隆正が倭學ハ菅公の

倭魂一条禪洞の神理を本と志て本居平田の説を参るに

發明する所ありて建するなり 倭一ハ本教神理説の

創成をまづぐ 弘化四年正月 野之口隆正識

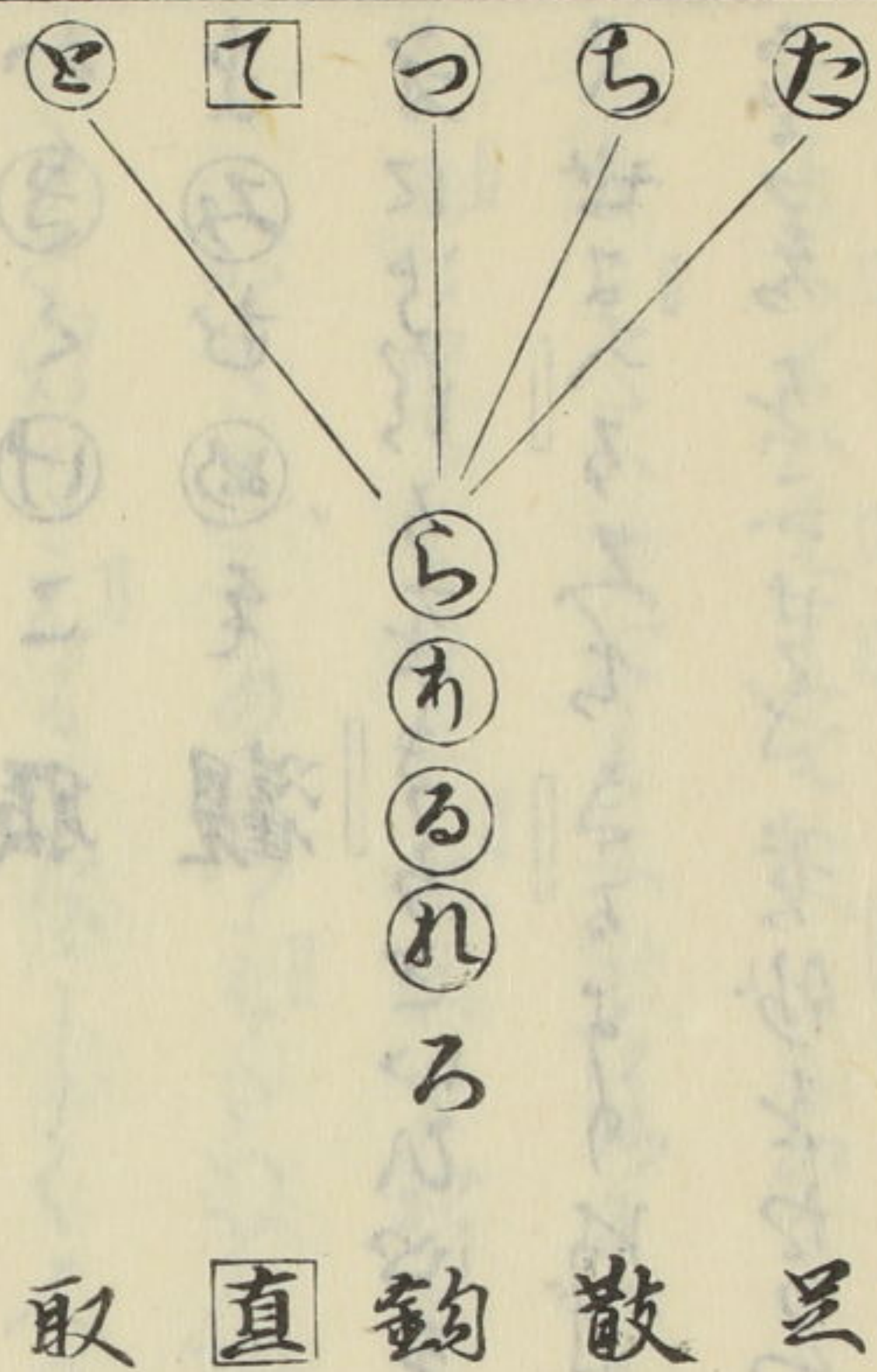
言靈示蒙

こゝろのまゝとわかれく一教のものなれん固き登載
しつゝこれをわかれはるゝとす

こゝろのまゝハわづ國の古道なりひさしく世ふうづこまれそ
ありしを中が苦心よりありてこゝろをびすやあつるなり

あい(う)えれ 得

心よきてよみおこなふをさるといふ家業を精出さるゝする
 ことの第一なり。志てはつるるときねて心身をやゝなふ。○何事を
 するもよみほくといふことが肝要なり。さねなれといふは語の
 うらをさるとるときはたのつる中をさるゝ妙あり。



たるはひとつものよみなり。百姓の穀物よみ織とる反物

よたるさねど反物へはねず穀物へさるゝねずたねるもの
 をたねひよちりしそはつりあひよそるゝねひよ代をさ
 たねひよ有餘をなく不足をなく世をへる。これを融
 通のみちといふ。融通をさるゝはさねの君さる人乃織
 布なり。

わ ち り る れ ろ
 や い ゆ え よ 射 鑄 沃

ゆくべきそのよみさるをさといひさるるべきそのゆくを
 いといふ。これを反革乃ちをさといふ。反革ハ言霊神妙の活所
 なり。○あがらるゝをわねといふはさるゝくわの一身をわねるゝ

田地至荒——ゆゑ川筋を掘掘しなりとて今ハ形の遺りあり
低き水田乃實と云ふは多し地勢より其形より享保十三年當
時の郡代長谷川某の書なり碑をあるなり維新後右真村と其
地をさのちいさく村と
とを併せて今ハ細江村と稱し太江細江ハ相對する名ありつれを
和名抄又載せしる諸國の地名小字あるを殊小遠江國秦
原郡の郷名小ハ大江於保細江保曾と並へ出せるありて此地
と同例なるより是ハ古き地名なることを知るべく又雲
御抄名所方角抄北國紀行萬葉集名寄等につれを飛騨
とありて古きハ異論なり——と云ふは集中を檢するより七
乃少々斐太人ヒダノ之真木流マキナガ云雨布河フノカハと十卷小云云物者不念
カニカクニモハ
オホハス

斐太人ヒダノ乃云々十六の卷小鳥玉タマ之斐太ヒダノ乃大黒オホクロ毎見ミ云々
略解云こは斐太朝臣の色黒きを云ふるより大黒ハ馬を以ふなり飛騨よ
有此頃より馬を出せるよりてなりんといへり按は徳紀文武の御卷大
寶二年四月飛騨國獻神馬とあり此事なり飛騨ハいふへより馬を出
せること多く大野郡丹生川村駐吉組小古老の傳へるに近年同郡位
山村宮組より献りなごといつれも飛騨の事なりは斐太とのみ
神馬を黒なりき
ありて余の文字を用ゐるを見えすこれ斐太ハ飛騨
なる此集の一例證なりするを近世者の如くとわくを以ふ
あるハハの飛騨の國は代々の官吏と物うりかふ商人をた
きてハ人毛来て見ぬ山中ゆゑたがへ古歌小見えたる名
所を飛騨なることを證する其筋の書をもたぐす餘
の國小似る名ありありけたる事だやあれはそを以て

しういいたつるもいづれも、うぐの臆測なるゆゑなり
飛彈ハハビダの事なり 秋の寐さあハビダの二字よりおもひよせし何
よりあて常陸とはあざらん冠群考の説を右よりいへる趣
にてうけられずともより大和よりありしを今に京にな
りてを近き隣りて石高き國なる飛彈ハ遠き山中の
る土なりよく知らる大和をわきてありかき飛彈のを
あぐアやはハ雲御抄の御撰其餘ををわきて又菅
島ハ故飛驒國司姉小路基綱卿 永正元年四月薨すの飛驒ハ所國卷
ハ鴨小似る水鳥をわきてあり其頃までいかるるなること
傳へありしといふなりん知りあるれど右の細江と三十丁

許を隔てする所ハ菅のうく生立地ありて菅筵を織て出せ
こと多し其名モスガフ村 前ハいる細江村の内 といへり數河とか
けれどもは假字にて正字ハ菅生なりといへりされば上右は
細江ハ菅の多かりしゆゑ其所ハ佐島をよのいひなり
かる證ども多しなり斐太乃細江ハ飛驒の細江なりと
よくおもひあはるるべし

左の一編ハ社長福羽君先年神祇官ハ奉職されし
ころ後その師大國隆正翁ハ我邦大道の骨髓を問ひ
てそれ答へられしを眼を筆記せられたりしを
すゝる當時同志諸君の署名捺印されしもの後本

なるを、のろゝ、ひて本編より、なるなり

天神造化ノ初宇内ヲ念視シ萬古ヲ洞達シ以テ我
皇統ヲ定メ玉フ天孫降臨ヨリ今ニ數千歳人世久シキヲ歷ト雖
天神ヨリシテ之ヲ觀ル未タ央ナラザルノミ今ヤ海
外萬國ト交際相親ニ文明ノ運日ニ新ニ月ニ昌ナリ
此ノ力ノ所為耶抑亦

天神冥々ノ中ニ贊助シテ以テ然ラシムル所耶竊惟
天神ノ世界ヲ鎔造シ玉フ古傳ノ我ニ存スル有リ今
開化ノ彼ヨリ漸クスルヲ視ル乃其實驗ノ証フ可カ

ラザルヲ知レリ夫レ

神明ノ德固ヨリ一視同仁ニシテ全地球ノモノ其冥
護ノ恩ニ沐浴スル彼我ノ別アルナキナリ然ハ則
我

神明ヲ崇奉スルヲ亦萬國ト共ニスルニアラズンバ
焉ソ

天神ノ幽契ニ應ズルヲ得ンヤ今ヨリ宜ク勉メテ固
陋ヲ去リ知見ヲ擴充シ造化主宰ノ心ヲ以テ心トシ
益々

神明ノ德輝ヲ盛大ニシ海外ヲシテ普ク我

皇統ノ無窮ヲ瞻仰セシムベシ苟モ如斯ナレバ古傳ノ我ニ存スル所ト開化ノ彼ヨリ漸クスル所ト面ナガラ相悖ラス而シテ既往ヲ將來ニ測ル當ニ數千歳ノ久キナルノミナラズ將來ノ今日ヲ視ル猶今日ノ既往ヲ視ルガ如ク古傳ノ未曾有ニ闡ケ氣運ノ極盛ニ抵ル又其如何ヲ知ル可カラザルナリ今竊ニ余等所見ヲ録シ以テ之ヲ大方ノ識者ニ問ント欲ス識者以テ余等ノ愚見ヲ擴充セバ則幸甚

辛未八月

福羽美靜本

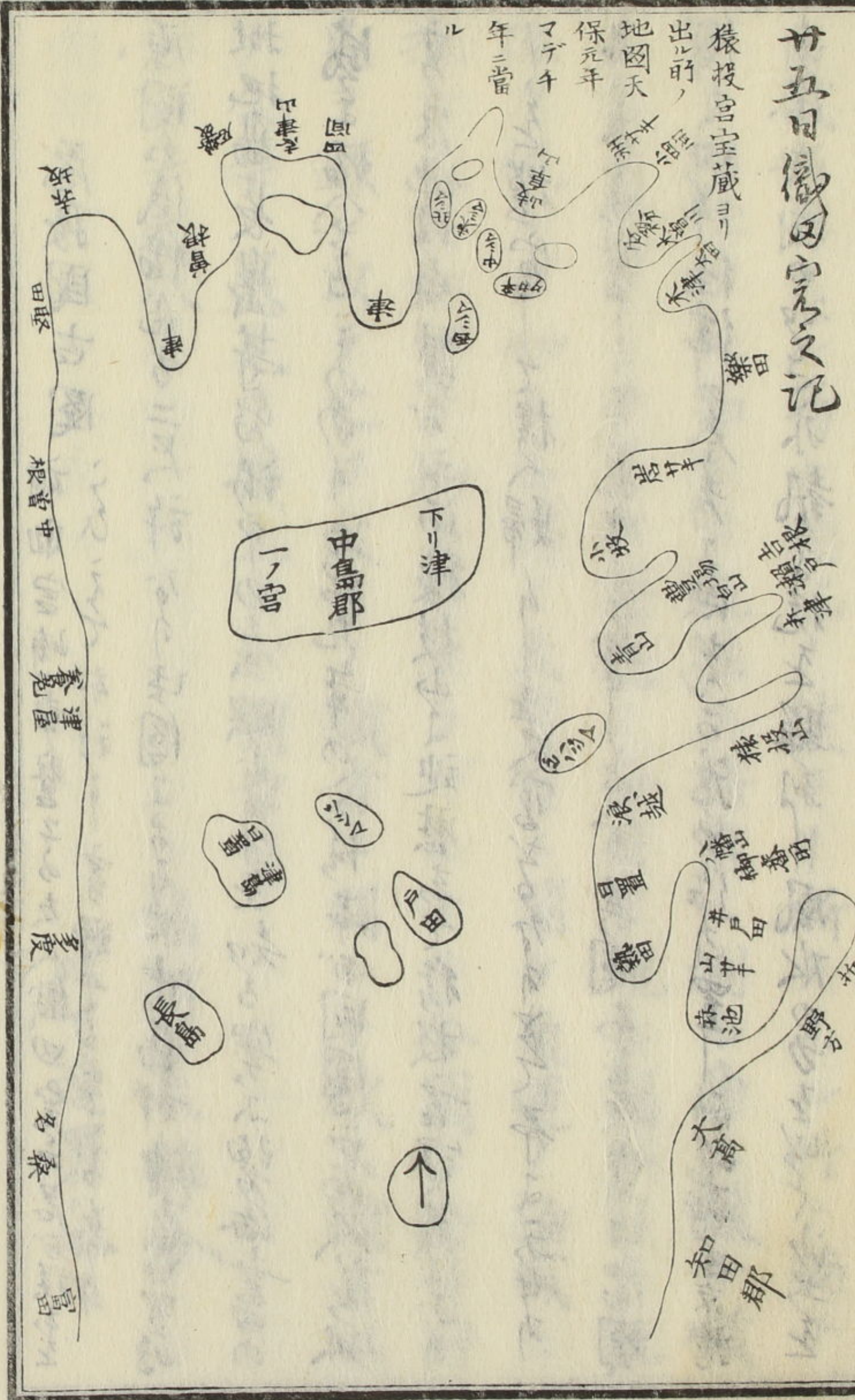
以下連署ハ略ス

尾張國古圖

補助宮崎幸麿その友人織田完之君の孫をこゝにきて本社に寄贈せられたるものなり

原圖ハ紙幅も方二尺許なり此圖はありて中島津島日置島枇杷島長島等皆海中の島嶼なりを知る要ふ邊海軍要圖の威を以てしるものなり此九年のころ予が同國ニ行へり其地を地理局某が之を豫投山ニ進歴志を豫投古寶藏ありしを摸寫して携へ歸りて之又寫さるなりとて予は之を以て予亦復し寫して管中ニ納めしを今其圖本を失せしは惜なり獨り西洋経緯の考考は然るなり作し置り所鳴呼東京灣西德海面の如き亦勢を托し驛列し風水の力を以て沙土を集積する時は尤も之は豫面長島の間を通過して尾張國を

現出せし異なりたる所は、
廿五日御田定之記



南朝古文書寫

社負阿彌惟數氏の所蔵不
その書贈するところなり

阿彌郡四重堀事任承曆園宣可致沙汰者

云々如決案之以状

元弘三年十月二日

式丁少猶

阿彌大宮司館

難訴決断訪 係

當國阿彌社大宮司恒直申社領阿彌庄四重堀事

右任承曆園宣可打渡彼堀者以係

元弘三年十月四日

右衛門大尉坂上太直祿

左中兵衛藤原朝臣

豈汝大佐并統而天下座那地既穰而令支配一族
等者

云云以此案之以狀

元弘三年十月三日

右中弁判

阿彌大官目録

足利尊氏同進義以下堅背及並金之方亦致其列也
僧一族發向後倉可致軍忠者
天章以此案之

十一月十日 左少弁

阿彌大官目録

尊氏進義以下凶徒沒落後云々如僧一族再薩摩國
地頭已下軍勢可致其討者
云云以此案之以狀

三月廿五日 左少弁

阿彌大官目録

肥後國隈岸田庄内大友千代松丸跡同必守富庄等地
頭職為惟速將成勲功賞可被右行者
云云以此案之以狀

興國三年六月廿日 左少弁判

阿彌大官目録

南公出使時付之於東漢之魏據露以度之合戰之
後異他之軍容之上今度其時夜不騎之朝新合戰之次
亦頗以援群勇敵之至誠以不致感思食也亦恩賞者早
但被中法之至言沙法之也
西向將軍言沙軍如此依執意如件

九月七日 勅諭使以古制

惠良小二啟

山後可襲其 涉去所之也兼合治之可為強而之大
信之習初及況合戰之期必之之馳乘其弱後其後乘其
頗不之至言其存此在國法之可之早氣之也依

作執意如件

十月四日 勅諭使以古制

惠良小二啟

為對法軍池本陳出使馳乘之要合者系合戰後右再破
亦即城之時軍忠之攻身殊而之威男食也且得保全身
豐亦擅古強雄也者
征西將軍言沙軍如此依執意如件

西平四年十月七日 勅諭使以古制

惠良小二啟

登向日向玉高之尾店對法軍此是為出使之也之開合

了忠最之至誠愛之感思之也古依
將軍家作極意如件

西平五年四月十日

勅給中以下 判

惠良疏沒移方殿

多年忠最之至誠愛之感思之也古依
將軍家作極意如件
日得利云々以此時分派下運籌策主
其業以此意之以此狀

西平五年九月八日

勅給中以下 判

惠良疏沒移方殿

自京神教軍忠之次方沒至之誠之至誠愛之感思之也古依
將軍家作極意如件

忠最願以可謂振群勲功之貴子下致行殊貴之也先友
彼信了友並結下國之旨今故可競求 涉至所云々以
此狀可結余多年之忠最以此意之以此狀可結余多年之
依

征西大將軍家作極意如件

西平三年九月廿九日

勅給中以下 判

惠良疏沒移方殿

惟敦云西平三年九月惟澄申狀ハ既ニ塙保已一
カ群書類從ニ掲ケタレ此令而ナケレハ末ヲ
結了了結ハス故ニココニ及フ

尾張國古圖辨誤

社負田島仲意の寄贈不係る田島氏ハ尾張國中島郡の人なり

好古集說卷二

十九

尾張國古圖三河國猿投神社寶

藏ヨリ出タリトノ一全拝殿ノ天井ヨリ出タルヲ
先年圖及ベリ然ルニ此圖ハ後人ノ偽作トテ尾張人
ハトラズ殊ニ尾張國海東郡根室村故津田西生ハ尾
張地名考ヲ著シテ世ニ益アリ此男ナドハ大ニ破毀
セリ此古圖中ニ大島ノ村名アリ古名ハ火上の里ト
云々今ノ郷名ハヤ、後ニテ千載已上ニ大島トイ
フハナシ蠶川親元ガ日記ニ尾張國大鷹郷大梅院被
申安堵事云クト見エテソノ頃スラ大鷹トカケリ大

高ハ後世ノコトナリ圖中津島日置トアレド方位モ
舛錯モ津島モノチナリ此圖カキレ頃ハ藤波ノ里ト
云テ津島ノ号ナシコレモ大島ト同様ニテヒガ事ナ
リトテ先摺ハ云ナ眼ヲヒラキテ見ルコトナシ此圖
ノイテシ天保年間ニハ尾張ヨリ學者達ガ猿投ニユ
キテ一閱シテハ仰天シテ歸リトルニ不足トノ、シ
リタリト圖及ベリ其餘村名ニモチト受取ニウキ
マ、アリト仲道ハオモヘリトモカクモ偽圖ナリ大
高ハ火上鄉子神社ニアリマシテ前条ノコ
トシ津島村ノ古名藤波ノ里ハ即津島神社古記ニ云

エテ津島ハ後世ナリ津田正生云和名鈔尾張國海部
郡郷名津積志摩ノ二郷ヲ一ニ合セテ津島トナシ
セシモノトオモフトイヒキ合モ津島神社ノマシハ
一廓ヲ向島トヨベリコレ志摩ノ名残ナラムカ此右
図ニツキテハ一朝一文筆ニ記シガタシマヅ一二条
ノアヤマリヲ申ノミ

佐々槻子の傳

社貞坂本千秋の著
録するところなり

肥後國菊池郡木野村の人佐々次郎右衛門源政壽マサタカ本

藩士禄の妻佐々槻子ハ政壽の書父牛右衛門政次ササキの

長女なり十八歳ササキアテ政壽の妻となれり今も夫は供

て婦道を修めし男女の二子を生れり男を政俊と
いひ家督となる女を乙書子オトシゴといふ吉弘正親の妻とな
り槻子とナリ甫めて六歳の時詠歌をよくし人その
秀才を賞せり又同藩の學士中島廣足ナカシマ志シカヒテ
皇典を与え國文を修め尙ら狩野派の面師出玉齋を
師として丹青を學び京師の畫家某卿の門下ありて
筆法をうけけりへと云ふその奥儀を究めしと云され
ハ從ひて業をうくるもの二百餘人のおほきなる及ひ
ぬ詠歌の數ハ一萬首を超過すといふ慶應三年八月
十七日齡七十三ササキアテ云まかりぬ槻子貞順ササキとて婦

道を守り家訓ふたゝかひてまゝ肉ををさるゝまゝ
有藩主細川侯等の善行を賞してあるまゝきひこれ
褒詞をたまひまゝ白銀若干枚を賜ひてまゝこれ
を奨励せられといふその家業のうち朝春兩
松きつるあまのほろ梅うのみすじとわらん
たるさめそつる 夏月 すーさのころーむの
なるのよをあまたなりや月のすむらん 夕搗衣
うす墨のゆり入さきききききききききききき
ちりちりのへのもと 原委 とききはらさるゝあ
のねとててててててててててててててててて

七枝刀七子鏡レ考

社負松岡調君
寄贈

日本紀神功皇后の卷五十二年秋九月久武等從千
熊長彦誼之則献七枝刀一口七子鏡一面及種種重寶
云々とあるを古事記應神天皇の段には百濟國主照
古王云々貢上横刀及大鏡云々と思ふなり此七枝刀
七子鏡の意義ハ古より今又さうなるならざる
るに七枝刀ハ書紀集解小萬葉集歌曰拍劍和射見我
原註釋曰萬葉國劔鋒有枝按由此則盖刀有七枝也と
あはさる形の刀にては記小横刀とあるにかなはず
其故ハ佩るにむづかき難く扱ふにむづかき難く

はるくうへナ、サヤと云唐剣を以てにきくゆへな
る七子鏡を記傳不周^レ七の子ありて九曜の紋とい
ふもの、如き状^{サマ}志する鏡もやありむといはれられと
是をさる形の鏡もては彼執文類聚なる梁の簡文ま
望月の詩小形同^レ七子鏡と有と記ふ大鏡とあるとに
かりはされを必ず異形なるとありて圓くて殊又大
きなるを以てするなりむかし故^{コト}熟考するに七枝刀は
枝ありてを阿らて刀身七本一鞘^イ小収^イありたる刀なら
むの刀剣をかりたるを一枝二枝といふる字書不枝
數^ス物、箴箇^イ曰^イ箴枝とあり山海經崑吾之山の段に註に

汲郡冢中得銅劍一成長^サ三尺五寸云々又刀劍なりぬと
崇神天皇紀不出后梓一枝と見えりるもてあるへし
されを東大寺獻物帳^イ十合鞘^イ御刀子一口云々三合
鞘^イ御刀子一口云々有物と全と同か^イるもの
なりむ此刀子ハ今も小倉院^イ小傳ありて一鞘ありて刀
子錯^イ鉈^イ鑽^イ等比類の十本七本或ハ三本二本を収たる
ありされを萬葉集なる大伴坂上郎女^イの歌^イ小人^{ヒト}事^{コト}繁^{シゲミ}
哉^ヤ君^{キミ}乎^ヲ二^{フタ}鞘^{サヤ}之家^{イヘ}乎^ヲ隔^ヘテ^テ戀^{コヒ}半^ツ將^{ツラ}座^{ラム}といへるを七鞘二
鞘^イなどいふ名^ナ目の刀ありしより一家ありて間の隔た
りたるをそれと譬^ヒへたるなりし古今六帖^イなる

つこの鞘の口くつといふる永を刀とさして行なり
とある鞘の口くといふる縁ありて淵ゆ七子鏡ハ博
古圖ハ漢七子鏡といふ圖を載せしむる背ハ童子数
軀の模様あり是ふありて名づけたりといふゆゑこ
こなるを形としていふるはありて七軀の童子の図
あるなり七子てふ名負ふといふ圖ハ大鏡なることを知
る所と故七枝刀ハ舊訓のまゝナ、サヤノタチと訓七子
鏡ハ八稚女七媛女の訓傷ふありてナ、ウラハノカバミと訓
傷きなりなり

明治十六年四月十九日

松岡 調

稲垣鳥考

社負鈴木弘瑞君
寄贈

稲垣鳥考のことばやく中昔のころはあり哥あはよめと
近き世あはそのいふなるを思へ人雖も一曉て
その説もさむくして定めうさばあぬこうちせ
らるるをこころいひゆくおあがき友よ志なりて識者
と云きてこの名ハ袖中抄ふわの門よりいふに相傳せらる
のるくなへ又やさしく風になりいふなり(異本々々)
風に袖をきけり(右今案にやまゝまゐり)抄のころは
たゞ書かぬといふに相傳せらるるの漢字なり(異本漢字なり)と
ありて昭昭といふに相傳せらるるとはたゞとらゝくいひしと

たーうに云々するところ―松の園なるより―をよめり
さる鳥はうよこそ和語抄ふ山田は夜や啼きうに啼
きなり 語語抄ふいるねほせなるは庭うきなり 色葉
集に山田のことなりといふ又鶴つると云説あり（鶴ハ
トキと云ふなり）此他雀なりといふ雁かりなりといふ其
きは様なりなりとさかくの詔あり治ありれりともおも
はるあり―をこのころ美濃國人某の云美濃の岩お田よ
て土俗イネイネイ鳥とほふありその岩體撫摩くの大き
の多うて翅ハ常を胸より腹部ハ白色尾ハ舛し長くて
燕尾のことくそのさき二つふわれり鳴きハヒイくと云

やうに云々するところ―松の園なるより―来り山田の
稲穂をついはみ多うなりて 稲穂のなるなるこゝろい
つとくく留山は降りさるなるなりてこゝろく群を
なりて飛ぶなるより―語なりよりありてありより其義抄
ふ或ハ松の園よりいれなるなり或ハ松多うてなるより
にいへるもよくありなり又古歌は山田はねありなり
よりいもよくありなり後子の歌ふさよふけといふねは
せむのなるなるを云々の事と云ふいふなりとあるも
彼のヒイくと語がなるなるを云々と云ふことくちなるなる
よまなり―や然るを或人の和歌武部にあはること

榴負のをへす人そふらねあふはさくらやーと
よわを澄歌とて鶺鴒なりとてふをこねてすてふ
なり榴負とは鶺鴒の異名のごとくあひあやまらぬ
ふゆれをさかふけらとて澄歌ともうけあふーさて榴
負といふの榴負鳥のことなりとては八雲御抄に今葉
雅抄などに鶺鴒なりとあるをいふよりとてあ
まてふあひるまかいとふらうーあはれあふもあふ
をへたふいぬー

好古集説卷二終

